

# 裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇〇〇

審査請求人が令和2年5月18日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和元年7月11日付けで、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関である荒尾市長に対し、行政経営計画（以下「本件計画」という。）策定に係る資料等について、行政文書開示請求を行った。
- 2 荒尾市長は、令和元年7月25日付けで、情報公開条例第10条第1項の規定に基づき、行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定を通知し、令和元年8月5日に開示の実施を行った。
- 3 審査請求人は、令和2年2月4日付けで荒尾市総務部政策企画課に対し、開示された行政文書に関する確認事項として13項目の質問を行い、返答を求めた。
- 4 荒尾市総務部政策企画課長は質問に対し、令和2年2月27日付け荒政策第816号の2により回答した。
- 5 審査請求人は、令和2年2月27日付け荒政策第816号の2の回答では不十分とし、令和2年3月12日付けで荒尾市総務部政策企画課に対し、説明責任を果たすよう再検討を要請した。

- 6 荒尾市総務部政策企画課長は再検討の要請に対し、令和2年3月24日付け荒政策第908号の2で、令和2年2月27日付け荒政策第816号の2の回答のとおりとする回答（以下「本件回答」という。）を文書で行った。
- 7 審査請求人は、本件回答を不服とし、令和2年5月18日付けで本件回答の取消しを求める審査請求を行った。

### 審査請求人の主張の要旨

- 1 行政文書は市民の共有財産であり、地方公共団体における公正の確保と透明性の確保という視点から行政文書開示請求には説明責任の担保が求められ、情報公開条例第1条（目的）に「市民の知る権利の尊重」「市の諸活動を市民に説明する責務」「民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進」が定められていることを鑑みれば、荒尾市は行政文書の内容の確認・質疑・質問に対する説明義務がある。
- 2 主権者であり行政サービスの受益者で応分の負担を収めている市民が、本件計画の実行性如何によっては、不利益を享受する可能性があることは否定できないので、本件計画をどのように進めるのか市民には知るべき必要があり、荒尾市は本計画内容の実行性を担保しつつどのように推進し、どのような選択肢において意思決定を行うのかについて説明責任がある。
- 3 以上から、本件回答は十分な説明がなされていないため処分の取消しを求める。

### 本件審査請求を却下する理由

- 1 審査請求人は、荒尾市総務部政策企画課長が行った本件回答を処分とみなし、本件審査請求を行ったものと解される。
- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）上、審査請求は「行政庁の処分」を対象として提起できると定められている（法第2条）。この「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（法第1条第2項）をいい、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう。
- 3 しかし、本件審査請求において審査請求に係る処分の内容とされる本件回答は、本件計画について審査請求人の質問に係る荒尾市総務部政策企画課長としての説明を回答したものであり、質問に係る説明などの回答が人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすことはなく、本件回答が人の権利義務を直

接変動させ、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないことは明らかである。

- 4 したがって、本件審査請求は、「行政庁の処分」を対象として提起されたものではない。
- 5 以上のことから、本件回答は処分に該当せず、処分に該当しない行為を不服として提起された本件審査請求は不適法であるため、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年7月14日

審査庁

荒尾市長 浅田 敏彦